国自整第 174 号 平成19年3月29日

各地方運輸局 自動車技術安全部長 殿沖縄総合事務局 運輸部長 殿

自動車交通局 技術安全部 整備課長

道路運送車両法第78条違反に係る情報収集、調査及び警告書等の取扱いについて

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第78条の規定に基づく認証を受けないで 自動車分解整備事業を行っている事業者(以下「未認証事業者」という。)に対しては、従来よりこのような違法行為の中止か認証取得の指導等を行っているところでありますが、 今般、未認証事業者に係る情報収集・調査の一層の強化を図り、指導等をより一層強力 に推進するため、同法第78条違反に係る情報収集、調査及び警告書等の取扱要領を別 添のとおり定めたので、平成19年4月1日以降はこれによることとされたい。

なお、「道路運送車両法第78条違反に係る警告の取扱いについて」(昭和61年1月27日付け地備第17号)、「道路運送車両法第78条違反に係る警告等の取扱いについて」(昭和61年3月31日付け、地備第95号)及び「特定給油所における12か月点検実施等に伴う措置の取扱いについて」(平成2年9月10日付け業務連絡第90-47号)は廃止する。